新型コロナウイルス感染症の感染予防に関わる保育所等在籍児童及び入所決定児童への対応について（対応延長）

1　令和２年４月以降入所決定者の育児休業期間の取り扱いについて

令和２年４月以降入所決定した児童の保護者が育児休業から復帰する予定である場合の入所取り扱いについて，育児休業の復職期限を育児休業の復職期限を令和２年５月 31 日（日）までに延長したところではございますが、新型コロナウイルス感染症の収束の見通しが立たないことなどから，更に令和２年 ７ 月 １ 日（水）まで延長いたします。復職証明書（外勤の方），就労状況申告書（自営業の方）は令和２年７月 31 日（金）までにご提出ください。

2　令和２年４月以降入所決定者の求職期間の取り扱いについて

求職活動中での入所申込をして令和２年４月以降入所が決定した方も同様に，求職期間を更に令和２年６月 30 日(火)まで延長いたします。令和２年７月１日（水）までに就労もしくは就労内定をし，勤務証明書を令和２年７月３１日（金）までにご提出ください。自営業で開業予定の方も同様の期限の取り扱いとなりますので，開業後に就労状況申告書を令和２年７月３１日（金）までにご提出ください。

3　新型コロナウイルス感染症に伴う保育施設等の利用者負担額（保育費）の取扱いについて

令和２年４・５月の利用者負担額（保育費）は，一旦通常どおりお支払いいただき，登園日数に応じて日割り計算いたします。ただし，平日及び土曜日の全日を出席した場合には，日割り計算は適用されません。

【計算式】　基本利用者負担額（保育費）×登園日数÷25（10 円未満は切り捨て）

※今後の新型コロナウイルス感染状況によっては，
適宜，国や都の判断に基づき，提出期限や手続き等が
変更となる場合がありますので，ご理解願います。

【申請方法に関するお問合せ・申請書送付先】
国分寺市子ども家庭部
子ども子育てサービス課入園相談担当
〒185-8501
国分寺市戸倉一丁目６番地１
042-325-0111（内線 383）